

資料9 - 2

これまでの裁判手続の改革・改善の経緯(刑事・少年)

| | 主な立法等 | 裁判所における運用改善の取組等 |
|-------|--|--|
| 昭和20年 | 昭23 児童福祉法施行 昭24 刑訴法・刑訴規則施行 少年法施行 少年審判規則施行 少年院法施行 家庭裁判所設置 昭25 規則改正(継続審理の原則等) | 最高裁・長期化事件の調査開始 |
| 昭和30年 | 昭28 法改正(簡易公判制度創設) 昭29 家裁調査官制度発足 昭32 規則改正(交互尋問) 昭36 規則改正(訴訟関係人の事前準備) | 「集中審理方式」の実現の提唱 最高裁・「第一審強化方策要綱」の採択 各地に第一審強化方策地方協議会の設置 各地において集中審理の実現の機運高まる 実務の運用の蓄積 (審理迅速化) |
| 昭和40年 | | 公判運営についての紛議多発 |
| 昭和50年 | | 集中審理の運用努力 (事前準備の徹底, 証拠調べの合理化等) 第1回期日の在証証人率増加 否認事件の証人の減少等へ (審理迅速化) |
| 昭和60年 | | |
| 平成 1年 | 平4 少年の保護事件に係る補償に関する法律・規則施行 | |
| 平成10年 | 平13 改正少年法施行 改正少年審判規則施行 平15 裁判迅速化法施行 | 研究部における研究開始(東京, 横浜, 大阪, 名古屋, 広島, 福岡, 仙台, 札幌) 「刑事公判部における書記官事務の指針」作成 |